

環境についてみんなで考えよう

かんきょう通信

環境政策課

町民・事業者の連携と協働の取り組み

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画
環境を保全するまちづくり

豊かな自然と共生するために



厚岸町には、地形的に森林・湿原・河川・湖・湾と、つらなる水循環を基本とした生物多様性があることから、沿岸・流域生態系の中に位置づけられる自然産業(酪農業と漁業)が基幹産業です。

水域だけではなく、この陸域も含めた一体的な水循環域を『沿岸・流域』と位置づけ、その保全対策(沿岸・流域



(管理)を上流の他町村や団体などと協働し取り組んでいます。

町における『沿岸・流域管理』とは

- 沿岸漁業が行われている厚岸湖・厚岸湾と、そこに流れ込む水が循環する陸域(山林、湿原、草地、市街地、河川など)を沿岸・流域と位置づけ、次の目標を掲げ総合的な環境保全策を講じます。
- 生物学的多様性と沿岸・流域生態系を維持した生産物の生産
- 健康で文化的な生活の確保

また、水質保全対策の先導的な役割を担うため、環境に関連する法令等に基づき、継続的な環境の維持保全と改善に取り組む、豊かな自然とともに良好な生活のできるまちづくりを進めています。

事業場等に対する規制

厚岸町内における水質汚濁防止法の適用を受ける特定事業場は、排水量50ト/日以上が4事業場あり、内訳は水産食料品製造業2事業場、し尿処理施設1事業場、下水道終末処理場1事業場となっています。また、排水量50ト/日未満の事業場は町内に70事業場あり、そのうち水産食料品製造業が52事業場で、約74%を占めています。

これらの事業場のうち、排出量50ト/日以上の特定事業場には、法律に基づく排水基準が設定されており、北海道が事業者に対し、公共用水域の水質汚濁を防止するために、指導と立入検査などの監視を行っています。

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、水質保全のための事業場等に対する規制に関する行動指針を次のとおり定めています。

『事業場等に対する規制』の行動指針

▼町の役割

- ①立入検査の実施など排出基準の遵守を指導します
- ②油流出事故や工場排水を監視します

▼事業者の役割

- ①排出基準の遵守に努めます
- ②油流出事故をなくし、工場排水を適正に処理します

●環境基本計画に関する問い合わせ／環境衛生係 ☎内線 254

環境講演会を開催

河畔林のはたらきなどについて学びました

10月10日(金)、本の森厚岸情報館において町と厚岸町民の森造成実行委員会の共催で環境講演会が開催されました。講師に北海道立林業試験場の長坂流域保全科長と北海道立根拠農業試験場の酒井技術普及部主査を招き、『森と川と海の生き物たちのつながり』『河畔林の環境保全への効果』をテーマに講演が行われました。

講演では、河畔林の落ち葉から始まる食物連鎖や河畔林の水質浄化機能などについて説明があり、参加者は森の大切さについて再認識し、また、環境問題は少数の人が取り組んでも効果は小さいので地域全体で行うことが重要であるということを学びました。

